

令和8年度徳島県版食育推進大会協賛事業者募集要領

1. 募集の趣旨

徳島県では、令和7年度に実施した「第20回食育推進全国大会」で得られた成果や課題を継承し、県民の食育に関する理解と関心を深め、食育の取組への積極的な参加を促すとともに、食育を徳島の文化として日常に定着させることを目的として、徳島県版食育推進大会を開催します。

そこで、本大会の趣旨に賛同し、特典・商品及び役務の提供や大会のサポートに御協力いただける企業等を募集いたします。

2. 大会の概要

- (1) 大会名 : 令和8年度徳島県版食育推進大会「～未来へ育む～ “徳島食育祭 2026”」
- (2) 主催 : 徳島県
- (3) 日程 : 令和8年10月17日(土) 10時から16時まで(予定)
- (4) 会場 : <メイン会場> JR ホテルクレメント徳島
<サブ会場> 徳島駅クレメントプラザ、Awa-square 等
- (5) テーマ : 食の力は無限大～知って食べて育む！徳島の食文化～
- (6) 内容 : 食育に関するステージイベント、セミナー、試食イベント、展示・体験ブース出展、周辺施設での関連イベント、食育動画コンテスト 等

3. 協賛の種類

- (1) 協賛の種類については、以下のとおりとします。
 - ア 資金協賛 大会行事の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
 - イ 物品協賛 大会行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供
 - ウ 役務協賛 大会行事の実施に要する役務等(以下「協賛役務」という。)の提供
- (2) (1) アに規定する協賛金は、大会の開催に要する経費のみに充てるものとします。
- (3) (1) イに規定する協賛物品は、別表1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛を申し込みいただける企業等と令和8年度徳島県版食育推進大会 運営事務局(以下「事務局」という。)が協議し決定することとします。なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び大会支援呼称を表示することができます。
- (4) (1) ウに規定する協賛役務は、別表2「協賛役務の例示」を参考に役務協賛を申し込みいただける企業等と事務局が協議し決定することとします。

4. 募集期間

令和8年8月19日(水)まで

5. 申込方法

- (1) 協賛を申し込みいただける企業等は、あらかじめ令和8年度徳島県版食育推進大会協賛申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を下記事務局宛に提出してください。
- (2) 申し込みのあった企業等については、事務局内で審査を行った上で、事務局から結果を通知いたします。

6. 協賛金の納入等

事務局は、協賛金の申込者に対し、口座振込依頼書により、指定口座への協賛金の振込を依頼します(銀行振込の場合は、お手数ですが振込手数料を申込者の方がご負担ください。)

なお、事務局は、協賛金の納入が確認できた場合に、受領書を発行いたします。

7. 物品・役務の受入れ

- (1) 物品協賛又は役務協賛を行おうとする企業等は、事務局が指定する方法により協賛物品の納品や協賛役務の提供をしていただきます。
- (2) 事務局は、物品又は役務協賛において協賛者が希望する場合、物品又は役務の提供を受けたことを証する受領書を発行いたします。
- (3) 3により協賛物品に企業等の名称及び大会支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方

法等は、実行委員会で指定するものとします。

8. 協賛の特典等

- (1) 協賛を行った企業等の特典は、別表3「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、物品及び役務協賛による協賛者の特典については、事務局が協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。
- (2) 企業等が複数年（複数回）協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

9. 協賛申込の不受理等

申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知します。

- ア 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- ウ 法令又は公序良俗に反する者
- エ 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- オ その他実行委員会会長が不適当と判断する者

10. 不可抗力等

- (1) 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他徳島県及び協賛者の責めに帰することのできない理由により、令和8年度徳島県版食育推進大会の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合でもあっても、徳島県及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。
- (2) 前項の事由により令和8年度徳島県版食育推進大会の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、徳島県及び協賛者は、それぞれの活動状況、支出した費用、令和8年度徳島県版食育推進大会の開催期間、開催状況、並びに、協賛者が利用し得た特典等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

11. その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別途協議を行う。

12. お申込み・お問い合わせ

令和8年度徳島県版食育推進大会 運営事務局（[セーラー広告株式会社 徳島支社内]）

Email：[tokushima.shokuikusai@gmail.com]

TEL：[088-654-1824]（受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～17:00）

附 則

この要領は令和8年7月27日より施行する。

別表１（第２条第２項関係）

協賛物品の例示

1	スタッフユニフォーム（帽子・ポロシャツ等）
2	来場者に配布・提供する物品 （１） 配布物入れバッグ （２） 食育推進に係る記念品 （３） 飲料水 （４） 来場者参加型イベントの景品等
3	大会イベント等で使用する物品
4	食育動画コンテストの副賞として贈呈する物品
5	その他 上記以外に大会の実施に要する物品
	【留意事項】 ① スタッフユニフォームや配布物入れバック等については、事務局で、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。 ② 協賛者は、協賛物品に「協賛者名、大会支援呼称」を表示することができます。 なお、文字サイズ、表示方法等は事務局で指定します。 ③ 協賛者の大会支援呼称は、次のとおりとします。 「〇〇〇（協賛者名）は令和８年度徳島県版食育推進大会を応援しています。」

別表２（第２条第３項関係）

協賛役務の例示

1	会場清掃、来場者誘導等大会運営スタッフの派遣
2	駅や電車内等でのポスター掲示、街頭ディスプレイでのPR映像放映 等
3	その他、上記以外に大会の実施に要する役務

別表3（第8条第1項関係）

協賛者特典一覧

	内	特別協賛 (10万円以上)	A 協賛 (5万円以上)	B 協賛 (2万円以上)	特典による広告 宣伝期間の考え方
①	大会 HP への企業名・ロゴ表示及び リンク掲載	○	○	○	令和8年9月から 令和9年1月まで
②	当日配布する大会パンフレットへの 企業名・ロゴ等表示	○	○	○	令和8年10月から 令和9年1月まで
③	大会 PR ポスター・チラシへのロゴ 表示	○	○		令和8年9月から 令和9年1月まで
④	大会会場内での協賛企業名等の 掲示	○	○		令和8年10月17日
⑤	来場への企業チラシ、パンフレット、 サンプル品の配布	○	○		令和8年10月17日
⑥	開会式でのご紹介	○			令和8年10月17日
⑦	感謝状贈呈	○			令和8年10月17日

【留意事項】

- 協賛者特典の取扱いについて
掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。また、協賛金に応じて、表示の大きさや色を調整させていただきます。
- ①大会ホームページへの掲載について
大会ホームページでの掲載期間は、令和9年1月29日までの予定です。
- ⑦感謝状贈呈について
開会式での贈呈を予定しております。
- 大会支援呼称の使用について
使用開始時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。
- 「①」、「②」、「⑦」に関する広告宣伝時期の考え方について
チラシ、パンフレット等のデータ及び感謝状贈呈の様子については、令和9年1月29日まで大会ホームページにおいて公開いたします。
- 協賛に係る費用の取扱いについて
法人税法上の取扱いにつきましては、広告宣伝期間のうち広告宣伝期間が最も長い期間（協賛申込受理書で通知された日から令和8年3月31日まで）を基礎として期間配分し、それぞれの期間の属する事業年度の損金の額に算入することができます。
消費税につきましては、適格請求書発行事業者ではないことから、適格請求書の発行はできません。